

高山植物等採取申請にあたって

【留意事項】

- ・採取が許可できるのは国有林内での採取のみです。
申請にあたって、国有林かどうかの判別がつかない・地番が不明である等の場合は、事前にメールで任意の手段で作成した図面を送付しご相談ください。
- ・採取は学術目的の場合かつ必要最小限の数量に限ります。
- ・採取対象・数量によっては生物多様性・森林保全等の観点から許可しかねる場合がありますので、申請前に一度ご相談ください。
- ・自然公園、保安林等各種法令制限の対象であった場合はそれらの許認可後の採取許可となります。
- ・許可証（原本）は郵送での発出となりますので、郵送先住所についても別途お知らせください。
- ・申請後、許可証の発行には１週間程度お時間をいただきます。

【提出が必要な書類】

- ・高山植物等採取申請書・入林者名簿
採取対象種によっては「高山植物等」を「昆虫等」と書き換えてください。
- ・研究概要等、採取目的を判別できる資料
- ・採取区域図（担当者の指示があった場合はＨＰ掲載の国有林の図面を使用）
- ・自然公園、保安林等各種法令制限に係る許認可証拠書類（許認可が必要な場合）
- ・採取対象一覧表（採取対象種が多岐にわたる場合）

【申請書記載例】

次ページに記載

赤字：記載例 青字：記載に当たっての参考事項

様式第 78 号（第 86 条）

（記載例）

年 月 日

埼玉森林管理事務所長 様

申請者住所 学校機関等所属機関名義の場合は
その住所を記載してください。
氏 名 ●●大学 ●●学部●●研究室
教授 ●● ●●
学生の方の場合は指導教員名等で
申請してください。
連絡先 電話番号：000-000-000
上記氏名と異なる場合は担当者名
も記載してください。

高山植物等採取申請書

下記のとおり、国有林野において高山植物等を採取したいので、申請します。

記

- 採取場所
埼玉県●●市●●字●●国有林●●林班●●小班（別紙採取区域図のとおり）
- 採取目的
学術研究のため
下記は埼玉森林管理事務所担当者から確認指示があった場合に記載してください。
確認の結果許認可不要の場合は不要：（●月●日に〔機関名〕へ確認済）等と記載
してください。
自然公園関係許認可：要（許可証は別添のとおり）
保安林関係許認可：要（許可証は別添のとおり）
- 採取植物の種類
●●、▲▲、■
採取目的によっては種名を指定しない「●●類」「●●の仲間」等の記載でも可
採取対象種が多岐にわたる場合は「別紙採取対象一覧表のとおり」等として資料添
付でも可
- 採取必要量、その理由及び採取により予想される植生への影響
採取必要量：3 に記載の植物 各●●個体程度
採取理由：●●についての学術研究のため（詳細は別紙研究概要のとおり）
植生への影響：必要最低限の個体数であり、極めて軽微であると考えられる
- 採取期間
自 許可日 至 令和●年●月●日

6 採取者

- ☒ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校において植物を研究する職員
 - ☒ 大学の学生で植物学を修習する者
 - ☐ 植物学を専門に研究する者
- 該当するものをチェックしてください。

7 誓約事項

- (1) 高山植物等の採取にあたっては、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）等関係法令を遵守し、これに基づく必要な手続きを行います。
- (2) 採取を行う具体的な日時は、事前に貴所へ連絡します。
- (3) 採取時に、他の草木類に損傷を与えないよう十分注意します。また、植生の踏みつけを最小限にするとともに、採取跡地を整えます。
- (4) 採取地点は、国有林野の風致の維持に影響を及ぼさない場所とします。
- (5) 国有林野及び産物その他に損害を加えた場合は、貴所職員の指示に従い、原状回復又は弁償金を納付します。
- (6) 別紙、入林に際しての遵守事項を遵守します。

8 添付資料

- (1) 採取者の資格がわかる証明書及び採取計画（目的の詳細）がわかる資料（森林管理（支）署が必要と認める場合に限る。）
- (2) 採取者名簿（申請者の他に採取者がいる場合に限る。）
- (3) 自然公園法第 20 第 3 項又は第 21 条第 3 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (4) 種の保存法第 10 条第 1 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (5) 森林法第 34 条第 2 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (6) 文化財保護法第 125 条に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (7) 自然環境保全法第 17 条第 1 項ただし書きに規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）

(別添)

入林者名簿

氏名	氏名
●● ●● (指導教員)	
▲▲ ▲▲	
備考	

※提出時に入林者が確定できない特段の理由がある場合、記載は不要。その場合、備考にその理由を記載。